

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2022年4月号 | No. 04/2022

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

新 PCT 締約国

カーボベルデ (国コード: CV)

カーボベルデが 2022 年 4 月 6 日に PCT の加入書を寄託し、これにより 156 番目の PCT 締約国となりました。カーボベルデは 2022 年 7 月 6 日より PCT に拘束されます。その結果、2022 年 7 月 6 日以降に出願される全ての国際出願は、当該国の指定を自動的に含むこととなります。またカーボベルデは PCT 第 II 章にも拘束されることになるため、2022 年 7 月 6 日以降に出願される国際出願についてなされる国際予備審査請求では、当該国を自動的に選択することとなります。

さらにカーボベルデの国民及び居住者は、2022 年 7 月 6 日より PCT 国際出願を行う資格を有することとなります。

パリ条約

カーボベルデの加入

カーボベルデ (国コード: CV) が 2022 年 4 月 6 日に、工業所有権の保護に関するパリ条約の加入書を寄託しました。これによりパリ条約の全締約国数は 179 となりました。カーボベルデは 2022 年 7 月 6 日よりパリ条約に拘束されます。

PCT 規則 4.10(a) に従い、優先権の主張はパリ条約の締約国において/について、又は同条約の締約国ではないが世界貿易機関 (WTO) の加盟国である国において/についてされた一つ以上の先の出願に基

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

づく優先権を国際出願において主張することによって行うことができます。なおカーボベルデはすでに WTO の加盟国です。

ブダペスト条約

マレーシアの加入

マレーシアが 2022 年 3 月 31 日に、特許手続上の微生物寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の加入書を寄託しました。これにより同条約の締約国数は 86 となりました。ブダペスト条約はマレーシアの加入について 2022 年 6 月 30 日に発効します。詳細は以下のブダペストに関する通知の第 349 号をご参照下さい。

https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/budapest/treaty_budapest_349.html

ブダペスト条約に関する情報

ブダペスト条約及び規則の概要、並びに同条約の主な利点を解説する文書 (WO/INF/12 Rev.28) は、英語、仏語及びスペイン語で、それぞれ以下に掲載されています。

https://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

https://www.wipo.int/treaties/fr/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

https://www.wipo.int/treaties/es/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

国際出願の電子出願及び処理

知的所有権庁 (英国) による PCT-SAFE を利用して提出される国際出願の受理終了

知的所有権庁¹ (英国) (eOLF 等の代替出願方法を利用した国際出願をすでに受理しています) は、2022 年 7 月 1 日をもって、PCT-SAFE ソフトウェアを利用して電子形式で提出される国際出願の受理を終了する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

当該官庁は PCT-SAFE に代わり ePCT 出願を受理する準備を行っており、2022 年 7 月 1 日より同システムによる出願を受理開始する予定です。詳細は以下の当該官庁によるお知らせをご参照下さい。

<https://www.gov.uk/government/news/filing-pct-applications-via-pct-safe>

国内貿易消費者保護省 工商業所有権保護局 (シリア・アラブ 共和国) による電子形式での国際出願の受理及び処理の開始

受理官庁としての国内貿易消費者保護省 工商業所有権保護局 (シリア・アラブ 共和国) は 2022 年 6 月 15 日から、ePCT 出願を利用して提出される国際出願の受理を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき IB に通知しました。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

¹ 知的所有権庁は特許庁の運用名称です。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知は、以下の公示 (PCT 公報) に近々掲載予定です。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引 附属書 C (SY) が更新されました)

ePCT 最新情報

プッシュ通知機能が ePCT の高度な認証オプションとして提供開始

モバイル端末の ForgeRock アプリで生成されるプッシュ通知機能は、最新かつ最も効率的な高度な認証方法です。当該機能は ePCT にログインする際に必要な WIPO アカウントを用いて登録することができます。ForgeRock アプリは無料で、iOS と Android の両デバイスにインストール可能です。

ePCT にログインする際にこのオプションを選択すると、モバイル端末に認証の「承認または拒否」を選択可能な通知が届きます。プッシュ通知は瞬時に送信され、テキストメッセージ (SMS) によるワンタイムパスワードのように、ネットワークの電波状況が悪いために遅延が発生することはありません。また、テキストメッセージ (SMS) で受信したワンタイムパスワードや他の認証アプリで生成されたパスワードを入力する際の入力ミスも防ぐことができます。

重要: プッシュ通知機能に使用する登録デバイスは、PIN、指紋認証又は顔認証などのロック機能を使用して保護して下さい。

高度な認証について詳しくは、以下をご覧ください。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=485>

WIPO アカウント最新情報

WIPO アカウントを取得すると、PCT 出願のオンライン出願や管理 (ePCT) や手数料の支払をはじめとする WIPO のあらゆるサービスが利用可能になります。また、WIPO アカウントでログインした場合にのみ利用可能な WIPO IP Portal の豊富な特別機能や特性も活用することができます。これらの機能や特性にはお好みで配置可能なダッシュボードのウィジェットや、WIPO の様々なオンラインサービスからの通知をグループ化するパーソナルメッセージングシステムなどがあります。WIPO アカウントでログインする利点についての詳細は、以下をご覧ください。

<https://ipportal.wipo.int/about>

ユーザの利便性の向上を目的として、WIPO アカウントに次の新機能が追加されました。

WIPO アカウント専用のサポートページ

新しく追加されたよくある質問 (FAQ) 及び “HOW TO” ページは、それぞれ以下に掲載されています。

<https://www.wipo.int/ipportal-support/wipoaccount/faq>

<https://www.wipo.int/ipportal-support/wipoaccount/howto>

(訳者注: 両ページ共にページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

上記ページでは WIPO アカウントの作成と管理についてご案内しています。これらのページは WIPO IP Portal ログインページの上部ナビゲーションバーにある「ヘルプ」から、又はログイン後の WIPO アカウントページからアクセスすることができます。

再設定用のメールアドレス

ユーザ名又はパスワードを復元する必要がある場合や、WIPO アカウント関連のメールアドレスへアクセスできなくなった場合に備えて、WIPO アカウントのプロファイルに再設定用のメールアドレスを含めることができますようになりました。

WIPO アカウントについて詳しくは、上記の“HOW TO” ページをご覧ください。

新規の高度な認証方法であるプッシュ通知機能

上記の「ePCT 最新情報」ですすでにお知らせした通り、追加の高度な認証方法である「プッシュ通知機能」が提供開始されました。モバイル端末を登録すると、WIPO アカウント経由でプッシュ通知を受け取ることができます。なお高度な認証については、現在 ePCT に限り使用されている点にご留意下さい。当該機能に関する詳細は、上記の ePCT 最新情報をご参照下さい。

追加情報

WIPO アカウントをお持ちでない方は、以下のリンクにて数回クリックするだけで作成できます。

<https://www3.wipo.int/wipoaccounts/generic/public/register.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO アカウントのプロファイルは、以下のリンクからアクセスして下さい。

<https://www3.wipo.int/wipoaccounts/generic/private/profile.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO アカウントについてのご質問は、以下の“Contact us” ページからお問合せ下さい。

<https://www3.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=myaccount>

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

トルコ特許商標庁 (TURKPATENT)

トルコ特許商標庁 (TURKPATENT) は 2022 年 6 月 1 日から、WIPO の DAS (Digital Access Service (優先権書類デジタルアクセスサービス)) の提供庁として運用開始することを国際事務局 (IB) に通知しました。提供庁としての当該官庁は、2022 年 6 月 1 日以降に当該官庁に対してなされる PCT 出願を含む、優先権書類としての特許出願、実用新案出願、意匠出願及び商標出願の認証謄本を提供します。ただし、出願人が当該サービスに対し利用可能とするよう明確に請求した場合に限ります。

詳細は以下の DAS に関する通知をご参照下さい。

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=12457

DAS を利用することで PCT 出願人は、認証謄本を提出したり提供するよう手配したりする代わりに、優先権書類として使用する目的で先の出願の謄本を DAS から取得するよう IB に対して請求することができます。この請求を行う際の最善の方法は、ePCT 出願時に IB に対し優先権書類を提供してもらうよう DAS オプションを選択するか、あるいは出願後に ePCT 専用の「アクション」機能を利用することです。ePCT で入力されたアクセスコードが DAS のアクセスコードと一致すると、優先権書類は自動的に IB の内部処理システムにて利用可能となります。

DAS サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。DAS 参加庁の一覧は、以下に掲載されています。

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/

公開スケジュールの変更

2022 年 5 月 27 日の公開

2022 年 5 月 26 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たるため、通常その日に公開される PCT 出願 (公示 (PCT 公報) も同様) は、2022 年 5 月 27 日 (金) に公開されます。ただし、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は、2022 年 5 月 10 日 (火) の 24 時 (中央ヨーロッパ夏時間 (CEST)) までに国際事務局に届く必要があります。

PCT アップデート

ES: スペイン (手数料)

GB: 英国 (電子形式による国際出願の提出)

IT: イタリア (手数料)

JM: ジャマイカ (管轄国際調査及び予備審査機関、国内段階移行の要件の概要)

PL: ポーランド (電話番号)

SY: シリア・アラブ共和国 (電子メールとインターネットアドレス、電子出願)

UA: ウクライナ (管轄国際調査及び予備審査機関)

ZA: 南アフリカ (手数料)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA)、欧州特許庁、エジプト特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、フィンランド特許登録庁、シンガポール知的所有権庁、フィリピン知的所有権庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、国立工業所有権機関 (チリ)、国営事業「ウクライナ知的所有権機関(Ukrpatent)」国家知的所有権機関、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン知的所有権庁、トルコ特許商標庁 (TURKPATENT)、米国特許商標庁、ヴィシェグラード特許機構)

補充調査手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 会合文書

2021 年 6 月 14 日から 17 日の期間で開催された第 14 回 PCT 作業部会 (文書 PCT/WG/14/19) の報告書が、通信により採択されました。当該報告書は本会合に関する他の文書と併せて、英語、仏語、中国語、ロシア語及びスペイン語にて、以下のリンクからご覧いただけます。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=62348

PCT サクセスストーリーのページが他言語により提供開始

以前お知らせした通り、2022 年 1 月から国際事務局では皆さんからの「PCT サクセスストーリー」の投稿を歓迎し、PCT ウェブサイトに特設ページが開設されました。PCT が皆さんの発明を保護するためにどう役立ったかについての成功談を、WIPO や PCT ユーザにぜひご共有下さい。投稿された PCT サクセスストーリーの一部を PCT ウェブサイトや WIPO ソーシャルメディア上で紹介します。

同ページとストーリーを投稿していただく際に入力が必要な簡単なフォームが、英語から全 PCT 公開言語 (アラビア語、中国語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語) へ翻訳されました。以下のページ上部から言語を選択して下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/success_story/success_story.html

外部提供による PCT 研修資料

以前お知らせした通り、Schwegman Lundberg Woessner (SLW) Institute (米国ミネソタ州拠点の法律事務所 Schwegman, Lundberg & Woessner 内) の主催で、2022 年 2 月 8 日から 3 月 18 日の期間にわたり PCT の手続や記録管理、出願手続、戦略的活用に関する全 15 回のウェビナーシリーズが実施されました。このシリーズの講師は、熟練した特許弁護士で PCT ユーザでもある Carl Oppedahl 氏 (Oppedahl Patent Law Firm LLC) が務めました。講演者として高い評価を得ている Oppedahl 氏はこれまでも数多くの PCT セミナーに講師として招かれており、さらに WIPO の PCT コンサルタントも務めています。アーカイブ動画 (無料) やセミナー資料は、以下のリンクからご覧いただけます。

<https://www.wipo.int/pct/en/training/external-training.html>

PATENTSCOPE ニュース

PATENTSCOPE におけるワイルドカードと検索フィールド

PATENTSCOPE システムの文献数の増加、検索用言語数の増加によるサポートや同システムの利用増加に伴い、システムの応答時間 (レスポンスタイム) に徐々に影響が出てきています。

レベルの高いサービスを維持し、一貫した応答時間とシステムの安定性を確保するため、ワイルドカードとリソースを多く消費する検索フィールドに関連した制限を設けています。詳細は以下の PATENTSCOPE ニュースをご参照下さい。

https://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2022/news_0002.html

WIPO は PATENTSCOPE の応答時間を全体に向上するため、今後最新のハードウェアにも投資していく予定です。

世界知的財産報告書 2022

WIPO 世界知的財産報告書 2022 年版は、“The Direction of Innovation” をテーマに、パンデミックや戦争などの危機がイノベーションの進化にどのような影響を与えるのかを、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 発生時のワクチン開発から今日のデジタル技術の隆盛と普及に至るまでの歴史的な科学技術の進歩に着目して考察しています。

報告書並びに詳細は、以下のリンクからご覧下さい。

<https://www.wipo.int/wipr/en/2022/>

世界知的財産の日 2022 年 4 月 26 日 – リマインダ

PCT ニュースレター 2022 年 1 月号と 2 月号ですすでにお知らせした通り、世界知的財産の日 (World IP Day) が例年通り 2022 年 4 月 26 日に開催されます。今年のキャンペーンは「IP and Youth: より良い未来のためのイノベーション」をテーマとし、変革を推進し、イノベーションに挑戦する若者の大きな可能性を特集します。

様々な世界知的財産の日を祝うバーチャルイベントの日程表は、以下をご覧ください。

https://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/2022/events_calendar.html

世界知的財産の日について詳しくは、以下の WIPO ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO “Trade Secrets and Innovation 2022” シンポジウムのご案内

“WIPO Symposium on Trade Secrets and Innovation 2022” が 2022 年 5 月 23 日から 24 日まで、スイス・ジュネーブの WIPO 本部にて開催予定です。一般公開されるこのシンポジウムは、会場で直接参加することもオンラインプラットフォームを通じて参加することも可能です。

本シンポジウムでは、国際化が進み、デジタル情報によって急速に変化するイノベーションエコシステムにおいて、イノベーションとナレッジ共有を支援するため営業秘密制度が果たす役割について議論されます。国際的に著名な講演者やパネリストが、最も伝統あるナレッジ管理ツールの一つである営業秘密に関する最新のトピックについて探求します。

シンポジウムの使用言語は同時通訳による英語、仏語とスペイン語です。参加登録を含む詳細については、以下をご覧ください。

<https://www.wipo.int/meetings/en/2022/symposium-trade-secrets.html>

実務アドバイス

国際出願を特定の国において特許以外の保護を求める出願として取り扱われるよう請求すること

Q: 特定の PCT 締約国において特許以外の保護の請求を行いたい場合、国際出願する時に国際出願にその旨を明記するべきでしょうか？

A: 第一にご注意頂きたいのは、特許以外の保護は、指定官庁がその種類の保護を付与している場合に限り請求が可能なことです。各 PCT 締約国で取得可能な種類の保護については、PCT 出願人の手引 附属書 B の該当部分、並びに以下のページ “Types of Protection Available via the PCT in PCT Contracting States” に掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/typesprotection.html>

特許以外の種類の保護の例としては、実用新案、実用証、小特許若しくは発明者証があります²。

一般に出願人は、出願時に願書(様式 PCT/RO/101) 又は ePCT 出願に、特定の国において求める具体的な種類の保護を表示する必要はありません。それは PCT 規則 4.9(a) に基づき、願書の提出は、国際出願日に PCT に拘束されている全ての締約国の指定、関係する各国を指定することによって取得可能な全ての種類の保護を求める旨の表示、そして該当する場合には、広域特許及び国内特許³を求める旨の表示を構成するためです。そのため国際段階期間では、特定の保護の種類を請求するための要件や機関はありません。ただし出願が追加特許、追加証、追加発明者証若しくは追加実用証 (PCT 規則 4.11(a)(i))、あるいは先の出願の継続出願若しくは一部継続出願 (PCT 規則 4.11(a)(ii)) として取り扱われることを希望する場合には、願書に特定の表示が要求されることがあります。

出願人が、国際出願が PCT 第 43 条が適用する⁴ 特定の指定国又は選択国において、当該指定国又は選択国の国内法令に定める、特許とは別の種類 (若しくは可能であれば特許に加えて他) の保護を求める出願として取り扱われることを希望する場合には、PCT 第 22 条若しくは 39 条(1) に規定される、国内 (若しくは広域) 段階移行するための行為を行う際に、直接当該指定国又は選択国に対し選択した保護を表示して下さい。但し、出願人が希望する保護を表示すべき時期については、適用される国内法令によって異なり、例えば、一部の指定 (若しくは選択) 官庁は、国内移行の後でも出願人が保護の選択を表示できることを認めています (PCT 規則 49 の 2.2(b))。また、二種類以上の保護を求める場合には、主として求める保護の種類を表示するよう要求されることもあります (PCT 規則 49 の 2.1(b)) のでご注意下

² 一部の国ではその国内法令では特許以外の保護の付与を規定していても、「国内ルートを閉鎖」している場合がありますのでご注意下さい。つまり当該国の指定は広域特許を求める目的においてのみ可能であり、そのため当該国について他の種類の保護は、PCT 経由では取得できません。他の種類の保護、例えばフランスの “certificat d'invention” (発明者証) は、直接国内出願する場合に限り請求可能です。なお上述した、PCT 出願人の手引及び PCT 締約国における保護の種類を記載した一覧には、PCT 経由で取得できない種類の保護については記載されていません。

³ 国内特許の種類を問わず、特定の国 (具体的には DE ドイツ、JP 日本国、KR 韓国) の指定を (取消不能で) 除外する必要がある場合、みなし全指定には例外があることを認識しておくべきです。出願時又は出願後に PCT 規則 26 の 2.1 に基づく優先権主張が追加された場合、PCT 規則 4.9(b) がこれらの国のいずれかに適用され、国際出願が当該国においてされた先の国内出願の優先権を主張している場合には、当該指定の除外が強く推奨されます。当該国の指定を取り消すことにより、優先権を主張する先の国内出願が効力を失うという事態を回避することができるためです。

⁴ PCT 第 43 条は、ある国の国内法令が特定の種類の保護を与えることを定めている場合には、出願人は国際出願がその特定の保護を求める出願であることを表示することができる旨を規定しています。

さい。PCT 第 22 条に規定する行為を行っている際に、出願人が特許以外の種類の保護を希望する旨を明示的に表示しない場合には、指定官庁はその出願を特許を求める出願として取り扱います。

注意して頂きたいのは、国際出願において氏名が記載されている出願人が複数いる場合で、ある PCT 締約国において複数の種類の保護を求めることが可能な場合であっても、それぞれの出願人がそれぞれ異なる種類の保護を求める表示はできないことです。ある指定国において国内及び広域特許の双方を求めることが可能な場合も同様です。

また出願人が特定の種類の保護を求めたとしても、官庁の多くは（例えば実用新案出願（又は実用新案）から特許出願（又は特許）、あるいはその逆のように）ある種類の保護を別の保護へ後日変更することを認めています（PCT 規則 49 の 2.2(b)）。但し、この手続には特別な手数料の支払が必要となる場合があります。通常、変更は出願人によって行われますが、一部の官庁では、適切な場合には職権により出願の種類の変更をすることができます。

異なる種類の保護を求める際や、ある種類の保護を別の保護へ変更する場合の指定官庁の特定の要件に関する詳細は、以下の PCT 出願人の手引から該当する国内編をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)